

死刑執行に関する会長声明

本年1月29日、東京拘置所において1名、名古屋拘置所において2名、福岡拘置所において1名、計4名の死刑確定者に対し死刑が執行された。

死刑については、死刑廃止条約が1989年（平成元年）12月15日の国連総会において採択され（1991年（平成3年）発効）、1997年（平成9年）4月以降毎年、国連人権委員会（2006年（平成18年）国連人権理事会に改組）は「死刑廃止に関する決議」を行い、その決議の中で日本を含む死刑存置国に対し、「死刑に直面する者に対する権利保障を遵守するとともに、死刑の完全な廃止を視野に入れ、死刑執行の停止を考慮するよう求める」旨の呼びかけを行った。

このような状況の下で死刑廃止国は着実に増加し、2008年（平成20年）7月1日現在、死刑存置国56か国、死刑廃止国141か国と、死刑廃止が国際的な潮流となっていることは明らかである。

また、2007年（平成19年）5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告においては、わが国の死刑制度の問題が端的に示された上、死刑執行をすみやかに停止すべきことなどが勧告され、同年12月18日には、国連総会本会議において、すべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数で採択された。さらに、2008年（平成20年）5月の国連人権理事会第2回普遍的定期的審査では、わが国における死刑の執行の継続に対する懸念が多数表明され、政府に対し死刑執行の停止が勧告された。しかも、同年10月15日、16日の両日には、国際人権（自由権）規約委員会により、わが国の人権状況に関する審査が行われ、その審査の中で特に死刑制度の現状に対する深刻な懸念が示された。そして、同年12月8日の国連総会本会議において、死刑執行停止を求める決議が、2007年（平成19年）を上回る圧倒的多数の賛成で採択された。

以上のような死刑を必要としない国際社会の潮流の中、わが国がなすべきは、上記のような国際社会の要請にいかに応えるべきかをも含めた継続的な議論を行うことであり、死刑の執行を急ぐことではない。

しかるに、日本政府は、2007年（平成19年）年は4月、8月、12月に各3名の計9名、2008年（平成20年）は2月に3名、4月に4名、6月に

3名，9月に3名，10月に2名の計15名に対し死刑を執行した。

当会は，1996年（平成8年）5月18日，憲法週間記念行事「死刑制度の存続・廃止を巡る『どうする死刑』シンポジウム」を行い，死刑に関し議論すべき様々な問題があることを確認し，それらを取り上げ冷静かつ継続的に議論することの重要性を確認した。また，2008年（平成20年）9月には人権擁護委員会において死刑問題特別部会を設置し，死刑に関する当会内外の議論をさらに活発化すべく活動を開始した。

死刑制度が国民の間で必要とされかつ許容されているのか否かについて，この問題に関心をもつ人々の間の議論にとどまらず，広く国民的議論がなされることが望まれる。

加えて，本年から開始される裁判員制度においては，裁判員が死刑を含む量刑判断に参加することとなることから，死刑制度全般に関する情報を広く国民が正確に知った上で，死刑制度の存廃について国民的議論を尽くすことの重要性は，ますます高くなっているといわなければならない。

そこで，当会は，政府に対し，死刑執行の具体的方法，死刑執行対象者がいかなる手続及び判断基準により選定されたか，死刑確定者の処遇，その受刑能力の存否の裏付け資料等について死刑制度に関する情報を広く公開することを要請するとともに，死刑制度の存廃につき広く国民的議論が尽くされるまで，死刑の執行を停止することを強く求めるものである。

2009年（平成21年）2月16日

兵庫県弁護士会

会長 正 木 靖 子